

児童手当所得制限強化

10万円給付始め 自民政調会長が主張

自民党の高市早苗政調会長は17日の政調全体会議で、中学生以下の子どもが

いる児童手当の所得制限の年収要件の見直しに向け、検討を進める考えを示しました。所得制限の対象の拡大につながるもので、世界でも最低水準の日本の子育て支援をさらに縮小し、少子化対策にも逆行します。

児童手当は3歳未満の子どもに一律1万5千円、3〜15歳に原則1万円を支給する制度です。扶養親族が3人の場合、年収が960万円になると児童手当の対象外とな

子育て支援さらに縮小

り、子ども1人当たり月額一律5千円の特例給付が支給されます。

ただ、児童手当の所得制限は世帯合算の年収ではなく、世帯で最も所得が高い「主たる生計者」の年収が基準となります。片働きで年収960万円の世帯が対象から外れる一方、夫婦ともに年収950万円の共働き世帯は対象となります。

高市氏は政調で、児童手当の所得制限を踏まえ年収960万円以上を対象外とすることで自公幹事長が合意した18歳以下を対象とした10万円相当

の給付金をめぐり、世帯合算にしなければ不公平だと主張。給付金については年内給付のため「主たる生計者」を基準にするが、今後、児童手当の所得制限の基準を世帯合算へ見直すべきだとの考えを示したのです。

所得制限の基準額が変わらず世帯合算に変更された場合、夫婦ともに年収480万円の共働き世帯は対象外となります。経団連や財務省は世帯合算への変更や特例給付の廃止を繰り返し求めています。

児童手当の所得制限は「子どもの育ちを社会全体で支える」という理念のもと2010年にいったん廃止されました。当時は「子ども手当」。その後、自民党が「子育ての第一義的責任は父母」

「まずは自助努力」と主張し、民主党、公明党との3党合意で12年度から再び導入された経過があります。960万円の線引きも、当時国会審議で根拠を問われた自民党の田村憲久衆院議員(前厚労相)が「よく分かりませぬ」(12年3月21日)と答弁した通り、子育て世帯の生活実態に基づくような合理的裏付けはなにもありません。

まずは自助努力といって児童手当に所得制限を持ち込んだことで不公平が生じているのですから、不公平を問題にするなら所得制限を廃止すべきです。子育て支援の財源は大企業・富裕層に自分の負担を求めることで賄うべきです。

(佐久間亮)